

第五十一回 参議院建設委員会會議録第十四号

昭和四十一年四月二十八日(木曜日) 午後一時五十分開会

常任委員会専門 中島 博君

委員の異動 四月二十八日 辭任 白木義一郎君 補欠選任 矢追 秀彦君

出席者は左のとおり。

委員長 中村 順造君 理事 石井 桂君 稲浦 鹿藏君 山内 一郎君 小酒井義男君

委員 内田 芳郎君 大森 久司君 小山邦太郎君 平泉 涉君 米田 正文君 村田 秀三君 矢追 秀彦君 片山 武夫君

衆議院議員 建設委員長代理 服部 安司君 理事 建設大臣 瀬戸山三男君

政府委員 首都圏整備委員 鮎川 幸雄君 会事務局長 加納 治郎君 経済企画庁総合 尾之内由紀夫君 開発局長 建設省道路局長

事務局側

本日の會議に付した案件

○国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○首都圏近縁緑地保全法案(内閣提出)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、白木義一郎君が委員を辭任され、その補欠として矢追秀彦君が委員に選任されました。

○委員長(中村順造君) 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。瀬戸山建設大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) ただいま議題になりました国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

国民経済の均衡ある発展を期し、国土の普遍的開發をはかるためには、その基盤となる交通輸送施設の整備拡充、とりわけ近代的高速自動車道路網の全国的な整備が必要であることは、多言を要しないところであります。

政府におきましては、国土開発縦貫自動車道建設法制定以来鋭意その建設につとめてきたのでありまして、昨午名神高速道路の全線開通を見、引き続き中央自動車道及び東名自動車道の建設を推進いたしているところでありますが、近年急速な發展を遂げつつある自動車交通の表情から見て、さ

らに飛躍的にその建設を促進すべき段階に至つていものと考へます。

高速自動車道路の建設は国土開発の根幹となるものであり、国民経済及び国民生活の各般におつたつて重大な影響を与えるものでありますから、その整備にあつては、長期的な観点のもとに計画的に進めることが必要であります。

御承知のように、高速自動車道路の路線につきましても、現在国土開発縦貫自動車道建設法をはじめとして六つの法律で定められていますが、わが国民経済の今後の發展の基盤となるべき高速自動車道路網としては、これら諸法による路線だけでは、全国的に見ても十分ではなく、また、これら路線相互の有機的な結びつきも十分でないという面があります。

このような観点から、政府としては、かねてから進めてまいりました高速自動車道路網設定のための調査の結果を基礎として、高速自動車道路網の将来像を明らかにし、その建設を計画的に行なうため、ここに国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。まず、国土開発縦貫自動車道建設法に東海道幹線自動車国道建設法ほかこれに類する四法を統合し、国土開発幹線自動車道建設法に改めることといたしました。

次に、高速自動車道路網の整備をはかるため、国土開発縦貫自動車道をはじめとする既定の法定路線約五千キロメートルに北海道横断自動車道等の必要な路線約二千六百キロメートルを追加して、約七千六百キロメートルの国土開発幹線自動車道の予定路線を別表で定めることといたしました。

また、これらに関連して関係規定の整理を行なうことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○委員長(中村順造君) 次いで補足説明を聴取いたします。尾之内道路局長。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

まず、題名の変更でございますが、今回の改正におきましては、全国的な自動車交通網として従来の縦貫自動車道のほかに、横断自動車道等国土開發の幹線となる自動車道を加えることとしましたので、題名を「国土開発幹線自動車道建設法」に改めることといたしました。

次に、第一条の改正は、全国的な視野から高速自動車交通網のあり方を総合的に検討いたしました。横断自動車道等当面必要と認められる路線を追加いたしましたことに伴い、「高速自動車交通網」を「全国的な高速自動車交通網」に、また「縦貫する」を「縦貫し、又は横断する」に改めたものであります。

第三条の改正は、従来国土開発縦貫自動車道建設法の別表において予定路線として決定されておりました中央自動車道等五縦貫道を骨格とし、かねてから建設省で行なつてまいりました調査結果に基づき必要な路線を補充して、高速自動車交通網を形成するため、国土開発幹線自動車道の予定路線を別表で定めることといたしましたものであります。

第四条の規定は、国以外の者の行なう建設に関する規定であります。国土開発幹線自動車道は、国土開發の根幹となるものであり、その建設は国の責務として国において行なうべきものでありますので、この趣旨を明らかにするため、削除することといたしました。

第五条及び第六条の改正は、名称の変更に伴う

形式的な改正であります。

第七条の規定は、継続費に関する規定であります。が、財政法第十四条の二の根拠規定のほかに、重ねて規定する必要はないので、削除することといたしました。

第八条から第十一条までの改正は、第四条の削除及び名称の変更に伴う形式的な改正であります。

第十二条の改正は、国土開発幹線自動車道の予定路線をすべて別表で法定いたしますので、これに伴い不要となる本条第一号を削除することとし、他の各号については、第四条の削除及び名称の変更に伴う技術的な条文の整理を行なったものであります。

次に、別表の改正について御説明申し上げます。

別表においては、国土開発の基盤たる高速自動車交通網の整備をはかるため、国土開発幹線自動車道の予定路線をすべて法定することにいたしました。

まず、従来国土開発幹線自動車道建設法の別表において、予定路線として規定されておりました中央自動車道、東北自動車道、中国自動車道、九州自動車道及び北陸自動車道は、その後の調査に基づいて所要の変更を行なった上、中央自動車道、東北自動車道、中国自動車道、九州自動車道、北陸自動車道及び四国自動車道として規定し、北海道自動車道及び四国自動車道につきましては、新たに予定路線を決定し、これを北海道縦貫自動車道、北海道横断自動車道、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道として法定することといたしました。

次に、東海道幹線自動車国道建設法に基づく東海道幹線自動車国道を東海自動車道として規定するとともに、従来関越自動車道建設法、東海北陸自動車道建設法、九州横断自動車道建設法及び中国横断自動車道建設法において規定されておりました各自動車道の予定路線をそれぞれ根拠法に規定する路線を基準として決定し、これらを別表

で法定することといたしました。

さらに、以上の各予定路線に加えて、東北横断自動車道、常磐自動車道、東関東自動車道、近畿自動車道及び山陽自動車道の予定路線を新たに決定し、法定することといたしました。

最後に、附則について御説明申し上げます。まず、第一項で施行期日を定めることといたしました。この法律の施行に伴い、関係政令の整理が必要となりますので、公布の日から一カ月の猶余期間を設けることといたしました。

附則第二項は、東海道幹線自動車国道建設法は四法の関係法律を廃止する規定であります。附則第三項は、審議会の委員について必要な経過規定を設けたものであります。

附則第四項は建設省設置法について、附則第五項は総理府設置法について、附則第六項は道路法についていづれも審議会の名称変更に伴う字句の整理を行なったものであります。

附則第七項は、東海道幹線自動車国道建設法の廃止に伴い、道路整備特別措置法に所要の改正を行なったものであります。

附則第八項は、高速自動車国道法について、所要の条文の整理を行なったものであります。

附則第九項及び第十項は、東海道幹線自動車国道建設法の廃止及び高速自動車国道法の一部改正に伴い必要となる経過措置を定めたものであります。

以上、国土開発幹線自動車道建設法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重なる御審議をお願いいたします。

○委員長(中村順造君) 特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。衆議院建設委員長代理服部安司君。

○衆議院議員(服部安司君) ただいま議題となりました特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措

置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、衆議院建設委員会の提出法案であります。ので、理事の私が御説明申し上げます。

特殊土じょう地帯は九州、四国、中国から中部地方にまたがり、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、富士マサ等の特に侵食を受けやすい性質の土じょう地帯におかれ、その風土的悪条件から、台風、豪雨等による被害が特に激しく、また、その農業生産力もきわめて低位な状況であります。

かかる実情に対処するため、さきに昭和二十七年四月議員立法として、特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法が制定され、さらに昭和三十一年三月及び昭和三十六年四月の二回にわたり期間延長を内容とする一部改正をいたし、かくて同法に基づきまして治山、砂防、河川改修、農地保全、耕地整備等の対策事業が実施されてまいりました。

今日まで十四年間にわたる、これら対策事業の実績は、相当の効果をあげてきており、同法の目的とする災害防除と農業振興の両面にわたって著しい進歩改善がなされ、地域住民の福祉向上に多大の貢献をなしたと感謝されておりますが、しかし、シラス対策、ボラ、コラ、富士マサ排除等の特別な補助による農地保全事業を見まして十四年間に二万六千ヘクタールが実施されたにすぎなく、さらに今後農業構造改善事業等も積極的に進めなければならぬので、これら特殊土じょう地帯の実施は緊急を要する次第であります。

また、本法の趣旨と表裏の関係にある後進地域の開発に関する公共事業にかかる国の負担割合の特例に関する法律及び地方交付税法における特別な財政措置は本法の重要性を裏打ちするものであります。まして、本法の期限延長によつて今後このような特別な措置をあわせて継続していく必要があると見ます。

この際新たな地域開発の構想に立った事業計画を策定し、より効果的な対策を強力に推進する

ことこそ、国土保全、民生安定のみならずわが国施策の命題である社会開発、所得格差の縮小の見地からもその重要性はまことに大きいものであると信じます。よつて本法は来たる昭和四十二年三月を最終期限としておりますので、ここに同法の一部を改正し、昭和四十七年三月三十一日までその有効期限を延長して所期の目的を遂行してまいりたいと存するものであります。

以上、本法案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。したが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中村順造君) 両案についての質疑は、後日に譲ることといたします。

○委員長(中村順造君) 速記を起こして。

○委員長(中村順造君) 速記を起こして。

○委員長(中村順造君) 速記を起こして。

○石井桂君 ただいま議題になっております首都圏近郊緑地保全法案を審議するにあたりまして、基本的な部分、問題をひとつ結川事務局長にたしたいと思つております。そのお答えによりましては建設大臣にお出ましを願うか、あるいは次の機会に質問したいと思つておりますが、首都圏整備法ができました。できましては当時、近畿圏とかあるいは東北だとか中国だとか、いろいろの計画を考えた法律が用意されておつたと思うのですが、首都圏整備法というものは地方計画として一番初めに手をつけられた法律だと思つております。そのことにつきましてはどういふ順序になっておりますか。各地方計画に関する法律をどういふ順序でつくられてきたか。日本の全土で、つまり東京を中心とした首都圏が一つ、それから近畿のほうを中心とした近畿圏、あるいは北海道なら北海道とか東北だとか中国、四国、九州、いろいろの地方計画として考えてそれを整備すべき法律がつくられてきているらう、またあるいは進行しているらう、首都圏

を策定し、より効果的な対策を強力に推進する

が一番先に手をつけられたと思うが、私いま記憶はつきりしておりませんから、首都圏についての法律案が出ましたので、これを機会にあなたが知っている限りでよろしゅうございませうから、どういふふうな法律が出てくるかということをお願いしたい。

○政府委員(鮎川幸雄君) たいまお尋ねございました点は、全国の地域開発に関する立法のことかと存じますが、この点は御承知のように、各省関係、特に経済企画庁関係において所掌されておるものがあるかと思ひます。私も、この首都圏整備委員会と最も関係の深い近畿圏につきましても、昭和二十八年に近畿圏整備法が制定されました。近畿圏整備法においては首都圏とほぼ同じような考え方、また、そのやり方等によってその整備が行なわれておるといふことでございませうが、その他の地域の開発的な諸立法につきましても、ただいまいろいろ御指摘がございましたように、北海道の開発をはじめ東北、四国、中国等の諸地域について開発の諸立法、主としてこれは開発の促進というを中心として諸立法が行なわれておるわけでございますが、実は私その内容をつまびらかにいたしませんので、その程度のことだけ申し上げます。

○石井桂君 私、首都圏整備法というものを地方計画を考えた法律だと自分で独断をしていますが、シャベったわけですけれども、首都圏整備法は地方計画の法律なのか、あるいは国土計画に直接連なる国土計画の一つの法律なのか、地方計画を対象とした法律なのか、あるいは都市計画を集めた法律なのか、その実態がおわかりにならないとまづいのだらうと思ひます。

○政府委員(鮎川幸雄君) 御承知のように、この首都圏整備法が制定されます前は、首都を中心とした、いわゆる戦後の平和的な国家の首都としてふさわしい首都を建設するというたてまえから首都建設法というものが制定されて、そのときは、そういう平和的な国家の首都としてふさわしい首都を建設するための規定が設けられておりまして、そ

のときはどちらかと申し上げますと、都市計画の基準となるような内容を含めました首都の整備ということが根幹になっておったというふうな私どもは存じておるわけでございますが、昭和三十一年に制定されました首都圏整備法におきましては、その第一条にもございませうに「首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。」と規定されておるという点と、首都圏の秩序ある発展をはかるという第一の目的から見ますと、どちらかとい

えば、国土計画というよりも地方計画の概念に属する内容を主として制定されておるといふように私どもも考えておるわけでございますが、また都市開発の面からいいますと、市町村という区域を対象とする都市計画よりも広い地方計画、広域的な地方的な計画という内容を内容としておる、こういう点を含んでおるといふふうな考えられるわけでございますので、国土計画でもないし、また都市計画でもないという点は、別なことばで申し上げますと、どうしてもこれは地方計画というふうな考えなければならぬというふうな思ひわけでございますが、しかし、これはただ地方計画とだけ言えるかどうか、いわゆる過大的な都市問題をいろいろの面から整備をするという点がございまして、そういう点から見ますと、いわゆる地域計画というだけでは言い切れないいろいろな問題も含み、また、その計画においてもそういう点も考えなければならぬ点が多々あるかと存するわけでございます。また国土計画につきましても、これは地域計画である以上は、十分国土の全体的な計画と調整された内容でなければならぬ、こういうことは当然であるかと思ひわけでございます。

○石井桂君 私も大体はそういうふうな考えておったんですが、地方計画の分野をうんと占めるものが首都圏整備計画であるとすれば、必ず、いま事務局長の答弁中にもあったように、国土計画

の一環として計画されていくべきだと思ひます。したがって、人口の配分の問題とか産業の配分の問題とか、そのいろいろな計画を遂行するための道路計画であるとかいろいろなものが国土計画的に考えられて、そしてたとえば首都圏が日本の中でブロック的に一番重要だとあるいは近畿圏が一番重要だとか、大体しっかりした基礎に乗って諸計画が進められていくべきだと思ひます。ところが事務局長の答弁中にやや明確な欠

くところがあるが、地方計画というにはまた非常に大きな要素も考えられて計画を進めておるようにはいまい承ったわけですよ。そうすると、首都圏整備計画というのを考えるのには一番必要で最小限度のものは何であるか、国土計画だとかあるいは都市計画をよく調べるか、何を一番重要に考えて首都圏整備計画を進められてきたわけなんですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 現行の計画は、御承知のように、数年前に首都圏に関する基本計画というものが定められておりまして、この基本計画は昭和五十年を目標として一応つくられておるわけでございますが、その考え方の基本になっておるべきところは、首都圏における人口をまず想定をいたし、その人口想定とあわせて首都圏における地域の整備の根幹となる地域形態、その整備方針を定めてやってまいっておるわけでございます。最も基本となるものは人口規模、その地域形態をどういふふうにするかということによってきておるわけでございますが、現行基本計画によりますと、御承知のように、首都圏の区域を既成市街地それから近郊地帯及びその周辺の地域、この三つに分けてやってまいっておるわけでございます。ただこの点につきましても、実は昨年首都圏整備法の一部改正が行なわれまして、この中で近郊地帯、これは首都の周辺におきまして緑地をめぐらすことを内容としたございましたが、既

成市街地の周辺を相当大きな幅をもって取り巻いて、いわゆる遮断的な緑地を結んでつくって、そ

れで都市の必要な発展をはかろうというふうな考え方で過去十年近くやってきたわけでございますが、それは現在の産業人口の都市における集中、発展の状況を見ると実情にそぐわない、こういう過去の経験に徴して、昨年の法律改正で近郊地帯という地域は取りはずされることになりました。それにわかりまして既成市街地を中心として、ほぼ五十キロ近くのもの近郊整備地帯というふうな区域について必要な条件を整備する、こういう改正が行なわれて、ただいま近郊整備地帯の指定についてその準備を進めておるといふのが現況でございます。

○石井桂君 私の質問のしかたが悪いので違つた答弁をいただいたのでありますが、たとえば首都圏の整備計画、そのうちで人口でもいいですし、昭和五十年まで何をやれと、近畿圏に何をやれと、そういうものを日本の国全体でまとめるところがなくちゃいけないと思ひます。それが実は国土計画だと思ひますが、その国土計画をやるということは日本のお役所としてはどこでやるんですか。

○政府委員(鮎川幸雄君) その国土計画の問題につきましても、各省設置法等においてやるわけでございますが、私から答弁いたしますのはいかにかと思ひますが、私の存じておる点で申し上げますと、国土総合開発法につきましても、これは御承知のように、経済企画庁が所管しておられます。それから国土計画、地方計画という点については建設省が所管としてやっておられるわけでございます。そういう官庁においてそれぞれの所管をしておられるほかに、それぞれの部門において各省が関係しておられることは御承知のとおりだと思ひます。

○石井桂君 だんだんわかつてきたような気がするんですが、そうすると、首都圏整備計画とか近畿圏整備計画というのは、首都圏については首都圏整備委員会ですか、それがかつてにいつてはおかしいですけれども、思ひのままに計画を立

て、所定の手続を経ればちゃんと計画が確定する、そして今度近畿圏は近畿圏でやっばり思うようにその土地に合ったような計画をする、そうすると私のいま想像している形を考えますと、日本を全体的に、たとえば首都圏はどのくらいの人口を集めて理想的な諸計画を進める、近畿圏はどのくらいにするかというまとめる役所がないように思う。そうすると、まるで戦国時代みたいになりなってしまう、それでいいかという問題があるわけですよ。これは鮎川さんにお聞きして、首都圏の整備委員会の事務局長としての御答弁で、日本の全体の責任を持ってないとおっしゃるんだから、これは建設大臣に聞けば、建設省所管の事務においてはそうだとおっしゃるに、自分が全体を取りまとめるんだとおっしゃるだろうと思っております。その辺は建設大臣にお目にかかって、機会があるときにお聞きすることにしたしたいと思います。

引き続いて、それでは従来首都圏整備計画のうちで、どういふ点を重要目標として計画に乗せてこられたかという点を簡単に説明したいと思います。  
○政府委員(鮎川幸雄君) 先ほど申し上げたように、昭和三十一年に首都圏整備委員会が発足いたしましたわけですが、そのとき以来、首都圏における人口規模を定め、また、それぞれ地域性の方針を定め、特にこの既成市街地につきまして人口、産業の過度の集中を排除いたしますために、工場、学校等を制限をいたし、一定規模以上の施設がより以上つくられないような制限を実施してきたということが第一の重要な仕事かと存するわけでございます。

なお、それと関連いたしましたして、首都圏における適正な産業立地と申しますか、人口配置と申しますか、そういういろいろな観点から首都圏の大都市の周辺部におきまして、主として工場を中心とする、工業都市を中心とする衛星都市をつくることにいたしました。従来この市街地開発区域整備法というのございましたが、この整備法に基づきまして、従来十八の地域を指定いたしました

今日に至っておるわけでございますが、このような既成市街地における人口、産業の集中の抑制、それと関連いたしましたして、衛星都市の建設ということが大きな事業になっておりますとともに、既成市街地につきましても、さらに各種都市整備に關します計画を策定いたしてきておるわけでございます。道路、宅地、公共住宅、公共空地あるいは上水道、下水道その他重要な都市施設につきましても、この整備計画をつくってまいってきておるわけでございますが、ただ、これは実施に伴う予算的な措置等もあり、実施の問題とつながりが必要も十分でなかつたところもございまして、計画どおりいっていないという点もあるわけでございます。そういう既成市街地の整備もやってくるわけでございます。ただ、近郊地帯につきましても、先ほど申し上げましたように、いろいろの実態と計画とが必ずしもそぐわなかつたということも、昨年改正された法律に基づきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

御質問ございませぬでしたが、この際つけ加えて申し上げさせていただきますと、そういう状況でございまして、ただいま首都圏整備委員会では、いろいろな角度からこの首都圏の基本計画について検討をいたしておるわけでございます。基本計画のまず根幹となる人口についての想定が、現状とまた計画と多少のズレが出てまいっております。そういう人口の問題について、あるいは先ほど御指摘がございましたように、国土総合開発との調整その他各地域の整備の方針等、各方面にわたりますので、ただいま委員会等において、基本計画の改定という点で審議をお願いいたしておる状況でございます。

○石井桂君 ただいまの御説明で首都圏整備法の対象とする事業の概要がわかりましたが、もう少し詳しくお聞きしたいのは、人口のいわゆる集落をしておる一番大きいところは東京都ですが、たとえば神奈川の横浜とか、あるいは埼玉では大宮とか浦和とか、千葉県なら千葉、そういうところの災害などを普通考えますと、そうすると、火災による被害とか、地震による被害、洪水による被害、あるいは暴風雨による被害、そういうものがあつて、そういうものに対するいわゆる燃焼化とか、具体的ないろいろな方策があると思ふんです。何か一口に言いましたら、非常にやさしい小さな仕事のようにお思いになるかもしれませんが、火災も非常に大きな災害を起します。そういうときに国民が安心して住まえるような都市をつくるというふうなことも重要な施策の一つになつておるんじゃないですか、その点をひとつ。

○政府委員(鮎川幸雄君) 先ほど御指摘がございましたように、大都市におきます各種の面からの災害防止—火災、地震、水害その他いろいろの面からの災害防止あるいは公害対策等が非常に重要なことであることは御指摘のとおりでございます。これについては、首都圏整備委員会が今日までどういふふうな関係にあつたかという点を申し上げますと、これらについては、実は各省におかれまして、たとえば都市計画法なり建築基準法なり、あるいは河川その他の面における対策なり、各省の面においては行なわれてきておるわけでございますが、首都圏整備委員会の業務としては必ずしも十分ではなかつた面があるのではないかと申しておるわけでございます。そういうことも関連いたしましたか、昨年の整備法の改正におきましては、首都圏整備計画については、公害的なものの防止、災害等もこれは入るように入らざるを得ないと思ふますが、そういう点を十分考慮した計画をつくらなければならぬというものが、昨年の法律改正で制定されたような次第でございます。今日まで必ずしもそういう点について特に総合的な立場からする災害対策という点は十分ではなかつた点があるのじゃないかというふうにお考えいただいておりますが、私ども、たいへんおそまきでございすけれども、今年度予算をいたしましたし、こ

ころの災害などを普通考えますと、そうすると、火災による被害とか、地震による被害、洪水による被害、あるいは暴風雨による被害、そういうものがあつて、そういうものに対するいわゆる燃焼化とか、具体的ないろいろな方策があると思ふんです。何か一口に言いましたら、非常にやさしい小さな仕事のようにお思いになるかもしれませんが、火災も非常に大きな災害を起します。そういうときに国民が安心して住まえるような都市をつくるというふうなことも重要な施策の一つになつておるんじゃないですか、その点をひとつ。

先般三沢が何かの大火事でもいふんあんなところでも災害が起りまして、ですから都市の災害じゃ枚挙にいとまがありません。その罹災者でなければ直接ひしひしと感ぜられませんが、これも一つの大きな私は首都圏整備法の目途でできる大きな仕事だと思ふます。いままでは、いふんという抽象的な質問ばかりしておりましたが、首都圏近郊緑地保全法、これがいま提案されておりますが、もとは整備法における近郊地帯ですか、いわゆるグリーンベルトの制度があつたわけですが、これがうまうまできておれば今回の改正は要らないんじゃないか。むしろ昔のほうは広範囲であつて、そうして数年も前から計画されておるわけですから、これは官民ともに大いに努力すればいい効果があらはれると思ふんですが、規模を縮小して、こういういふゆる手がたくやつたから今度効果があらがるかと思ふ節もあつて、それからよく考えてみると、近郊緑地保全をするために予算を要求した、それがまことにどうも少なく、何坪も買えないというふうなことだと、また、グリーンベルトが近郊緑地保全法になり、近郊緑地保全法がまた小さなものになり、しまいに頭微鏡で見なければ見えないものになつて、これはいよいよ首都圏整備法に關係のある人が著しく悲観して、がっかりして、これは首都圏整備の、首都圏だけの問題じゃないと思ふので、これか

ら近畿圏もあるだろうし、よそのブロックもできるだろう、そのときに、少なくともいいことをしようと思つて一生懸命でやっています、だんだん効果があらがらないで、やらなくても同じで、やったのは、結局近郊地帯なんぞの制度を設けてその町を幾ら開発しようとしても、ただ押えつけて、何も補償しないで押えつけていじめる結果になつちやう、都市計画でも何でもそうですが、都市計画がきまつて、そうしてその道路の両側に家を建てようと思つてもなかなかできないんです。むしろ道路の中へ建てちやうやつのほうが多くて、気が強くて、しまいに広い道路が実情に反して狭くなるというふうな都市計画がときどきある。それに似たもので、ねらうところは、やっぱり、スタートしたときはやんの拍手で皆さん見送つた、ところが、だんだんしょぼくされてしまつて、しおまいに何か同じになつちやう、そういうのは、われわれも申しわけないのだけれども、事務当局なり、事務当局の一番大將は建設大臣でしょう、建設大臣などは、一体首都圏整備法とか、近畿圏整備法とか、そういうものの責任者になつておられるのだけれども、どういふふうに考へておられるのか、大臣のお考えはあとで聞きますが、事務局長として一事ここに至つたのはどこに罪があるかというところはわかりませんか。

○政府委員(鮎川幸雄君) 最初に御指摘がございましたように、当初の計画、また現行計画もまだ改定されておませんが、現行もそうでございますが、グリーンベルト方式が非常に成功し、それによつて十分の効果をあげておれば、このような法律はあるいは不要であつたかと存するわけでございますが、ただこのグリーンベルト自体については、法律上指定をすることになつておりまして、指定けれども、地元との意見調整等ができずに、指定されなくて今日に至つた、したがつて、その地域については、積極的に開発も、またそれを積極的に保全するという両面ともに必ずしも今日まで十分その計画どおりやれなかつたというのが実情でございますが、これはともにもないへん大事なことでもございます。むずかしい地域でありますとともに、それ以上に、予期した以上に人口、産業が急激に集中してきた、こういう大きな背後の力が、この計画を遂行することにいろいろ困難な面があつたんじゃないかというふうな考えられるわけでありまして、そこで、私もこのような過去の事態等も考えまして、ただいま御審議いただいておりますこの法案におきましては、まず対象区域をできるだけ明らかにいたしまして、まづ、大きな面を申しますと、従来の近郊地帯におきましては、農地等も含めて——農地というよりも緑地的な農地でございますが、農地等も含めたものでございまして、この制度におきましては、一応農地は除外いたしまして、この第二条にも定義のございますように、樹林地、水辺地あるいはこれらに類する土地で、良好な自然の環境を有するといふふうに対象を一応しぼりまして、しぼつた地域についてはまず地域を指定し、それぞれ行為規制等も行なう、守れる範囲を、また守らなければならぬところを確定をいたしましたのはそういう理由であります。同時に、この制度が、先ほど御指摘ございましたように、はたしてこれで十分実効があるかという点の御指摘がございましたが、非常に予算が少くないというお話でございますが、こういう法制上の措置とともに、予算面において、わずかではございますけれども、この法制の裏づけとなる、また一番むずかしい土地所有者との権利の調整をはかりましたために、買入れ資金というものを設けられておるのであります。こういう買入れ資金等も十分にまた有効に活用する、法制と財政の両面から確保すべきところの緑地を確保すべきであるというふうな考へております。

○石井桂君 まあ理屈がわからないわけでもないですけれども、スズメの涙ほどの買入れ資金とか、何億円か用意して、そして、用意するこの法律案は私はいいと思うのですけれども、あまり情けない、少しでもよくなるからいいということではあるでしょうけれども、そんな感じがいたしません。それからもう一つは、テナボが少しおそいのではないかと気がするのです、何か新幹線の急行列車を、かごに乗って追つかけていようような気がするのです。前の近郊地帯のほうは、買入れ資金を、予算もついてもなければ、非常に勇ましかったけれども、しかし、あれだつても何れ強制力はないものにして、相当にあれで効果があつたんじゃないかという気もするのです。だから前のほうがいいとは言いませんけれども、前はルーズなしかけにはなつておつたけれども、それ相応の効果があつた、今度は非常に手がたくして、取り扱つた者に間違いは起きないけれども、非常にテナボのろいから、あれよあれよといつてはいる間に、押えているところはよく緑地になるけれども、あとはみんな家が建つてしまふのではないかと、いや心配をしております。ことに、手がたくやりに過ぎて、農地をはずされたでしょう、今度農地を除外して樹林地とかそんなのは、どうも大きな目から見れば要らないことではないか。なぜ要らないかという、たとえば、私よく大宮の方面から東京に行き来する機会が多いのですが、ちよど藤市のあの中仙道の両側というのは、りっぱな農地だったのです。美田だったのです。それが東海道が整備されたときに、整備されたとき私は、おたくのいま委員であられる大澤先生がまだいたんです。知事さん何かで、その時代です、十数年前に、あそこはいいところだから買わないかと、いま買えばりっぱな緑地ができませんと

言つただけけれども、それですかといいながら、どんだんガソリンスタンドができた、それからトラックを置くところができたりして、みんなふさがつちやつた、だから美田で農地を転用することはむずかしいとか言つていられるのは表面の断わりことばで、見ていられる間は、何かお蚕が葉つば食うようにばあつと食へちやうのです。だから私は、やはり農地をはずすのはいいのかもしれない、手がたくていいのかもしれないけれども、あまり遠慮し過ぎた点じゃないかと思つても、これは私個人の考えですが、あなたはそうは思わなかつたわけですね。

○政府委員(鮎川幸雄君) 農地をはずしました点について御説明いたしたいと思います、私も、また首都圏の委員会でも、農地が緑地的な要素を持たないとか、あるいは農地がこういう面を保全すべき必要がない、こういう意味からははずしたわけではございません。今後農地についてもあわせて、こういう整備の対象あるいは考え方というふうな考へておるわけでございますが、ただ、申し上げるまでもなく、この農地は緑地的な要素のほかに、農業対策と申しますか、近郊農業のあり方等、いろいろむずかしい問題を内容に含んでおりますし、これを相当な、また大規模な農地をこのような制度で指定いたしました行為制限するといふような点についても、検討すべき点があるというふうな残つておるわけでございます。そこで、私もいたしましては、この法律の対象からは一応はずしておりますけれども、首都圏の広い意味における計画としては、今後この近郊農地についてどういふふうな形でやるべきか、これは緑地的な面からの問題と、さらに近郊農業という農業政策の面からのいろいろの問題、あるいは市街地の形成と農地の関係をどうするといふような問題が残されておりますので、それらにつきましては、内部でもいろいろ検討いたしておるような状況でございます、これをはずしたから、それを全部不要と考へたわけではございませんが、検討すべ

き問題が多々ありますので、当面特にこういう内容の地区についてだけは明確に法律をもって保全をいたしたい、こういうふうに思っている次第でございます。

○石井桂君 この質問で終わりにいたしますが、大体農地をはずしたということから私も受ける感じはどういうことかと、もうあとの農地等のことはかつてに実力でやれとおつ放したことになるんじゃないか。それはさつき例をあげたが、十数年前には、ほんとうに美田でりつぱだつた農地の緑地というものが、中仙道を中心にしてだつと侵食されてひどい町になりましたよ。だから、どういふ法律をかけても、この首都圏近郊緑地保全法からはずすということは、とにかくはざされたものももうかつてにしないといふような感じを受けるのですが、それとは違ひますか。

○政府委員(船川幸雄君) 先ほど申し上げましたように、これは決してかつてにしていただきたいという意味じゃなくて、この緑地という面からだけなく、広い角度から、いろいろな面からさらに検討をしないかなければならぬという点がありましたので、一応この法律から除外したわけでありまして、実は私も、まず農林省とも、この点を今後どうすべきかという点についての検討も内部で始めておりますし、また首都圏の委員会の中の専門委員会でございますが、そこでも近郊農地担当を設けていただきまして、そういう今後のあり方等について検討をお願いしておるといふ状況でございます。

○石井桂君 私は、本日はこの程度にいたしましたので、建設大臣等にまた伺いたいと思ひますが、そのときには、後日質疑をお許し願ひたいと思ひます。

○委員長(中村順造君) 本案の審査は、本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月二十日)  
一、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆)

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十一年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、平年度約二百四十億圓、五箇年間に要する経費としては、約一千二百億圓の見込みである。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案

国土開発縦貫自動車道建設法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。  
国土開発縦貫自動車道建設法

第一条中「高速自動車交通網」を「全国的な高速自動車交通網」に、「縦貫する」を「縦貫し、又は横断する」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。  
(国土開発縦貫自動車道の予定路線)

第三条 第一条の目的を達成するため高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道(以下「国土開発縦貫自動車道」という。)の予定路線は、別表のとおりとする。

第四条 削除

第五条第一項中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

第六条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条中「第四条の規定により高速幹線自動車道の建設を行う者又は国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改める。

第九条中「国土開発縦貫自動車道の建設又は第

第四条の規定により行われる高速幹線自動車道の建設」を「国土開発縦貫自動車道の建設」に、「行」を「行なう」に改める。

第十条中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に、「行なわなければならない」を「行なわなければならない」に改める。

第十一条中「国土開発縦貫自動車道建設審議会」を「国土開発縦貫自動車道建設審議会」に改める。

第十二条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「及びその融通のあつせん」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「国土開発縦貫自動車道」を「国土開発縦貫自動車道」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

別表を次のように改める。

別表	路線名	起点	終点	主たる経過地
北海道縦貫自動車道	釧路線	函館市	稚内市	室蘭市附近、札幌市附近、旭川市附近
	北見線	小樽市	北見市	札幌市附近、夕張市附近、北海道足寄郡足寄町附近
東北縦貫自動車道	青森線	東京都	青森市	浦和市附近、館林市、宇都宮市、福井市、仙台市、盛岡市
	八戸線	東京都	八戸市	岡崎市、仙台市
東北横断自動車道	秋田線	北上市	秋田市	横手市附近
	酒田線	仙台市	酒田市	山形市附近、鶴岡市附近
関東自動車道	新潟線	平市	新潟市	会津若松市附近
	直江津線	東京都	直江津市	川越市附近、本庄市附近
常磐自動車道	新潟線	東京都	新潟市	川越市附近、本庄市附近
	直江津線	東京都	直江津市	市附近
東関東自動車道	木更津線	東京都	平市	柏市附近、土浦市附近、水戸市附近
	鹿島線	東京都	那鹿島町	習志野市附近、千葉市附近

中央自動車道	富士吉田線	東京都	富士吉田市	神奈川県津久井郡相模瀬町 大月市
	西宮線		西宮市	神奈川県津久井郡相模瀬町 大月市
東海自動車道	長野線	東京都	長野市	甲府市 諏訪市
	東京線		小牧市	横浜市 静岡市 浜松市 豊橋市
北陸自動車道	新瀉市	滋賀県坂田郡米原町	新瀉市	直江津市附近 富山市 金沢市
	一宮市		砺波市	福井市 敦賀市
東海北陸自動車道	伊勢線	名古屋市	伊勢市	関市附近 岐阜県大野郡莊川村附近
	名古屋大線		名古屋市	四日市市附近
近畿自動車道	和歌山線	吹田市	和歌山市	和歌山市附近
	舞鶴線		舞鶴市	三田市附近 福知山市附近
中国縦貫自動車道	吹田市	吹田市	吹田市	兵庫県加東郡滝野町 津山市 三次市 島根県鹿足郡六日市町附近 山口市
	岡山市		岡山市	神戸市附近 姫路市附近 岡山市附近
山陽自動車道	岡山市	境港市	岡山市	岡山県真庭郡落合町附近 米子市附近
	徳島市		大洲市	徳島県三好郡池田町附近 松山市附近
中国縦貫自動車道	徳島市	須崎市	徳島市	伊予三島市附近 高知市附近
	高松市		須崎市	伊予三島市附近 高知市附近
九州縦貫自動車道	鹿兒島線	北九州市	鹿兒島市	福岡市 鳥栖市 熊本市 小林立市附近
	宮崎線		宮崎市	佐賀市附近 鳥栖市・久留米市附近
九州横断自動車道	長崎市	大分市	長崎市	日田市附近
	大分市		大分市	日田市附近

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲において政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 東海道幹線自動車国道建設法(昭和三十五年法律第二百二十九号)
- 二 関越自動車道建設法(昭和三十八年法律第百五十八号)
- 三 東海北陸自動車道建設法(昭和三十九年法律第百三十一号)
- 四 九州横断自動車道建設法(昭和四十年法律

第九十二号)  
五 中国横断自動車道建設法(昭和四十年法律第百三十二号)  
(経過措置)  
3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土開発幹線自動車道建設法第十三条第三項第九号から第十一号までの規定により国土開発幹線自動車道建設法第九号から第十一号までの規定による国土開発幹線自動車道建設法第十三条第九号から第十一号までの規定による国土開発幹線自動車道建設法第九号の委員となるものとみなし、同項第十一号に掲げる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず

ず、同項の任期からその者が国土開発幹線自動車道建設法第九号の委員として在任した期間を控除した期間とする。  
(建設省設置法の一部改正)  
4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項の表道路審議会の項中「国土開発幹線自動車道建設法」を「国土開発幹線自動車道建設法」に改める。  
(総理府設置法の一部改正)  
5 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項の表中国国土開発幹線自動車道建設法審議会の項を次のように改める。

6 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。  
第七十九条第一項中「国土開発幹線自動車道建設法」を「国土開発幹線自動車道建設法」に改める。  
(道路整備特別措置法の一部改正)  
7 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。  
第二条の二中又は東海道幹線自動車道建設法(昭和三十五年法律第百二十九号)第五条に規定する整備計画を削る。  
(高速自動車国道法の一部改正)  
8 高速自動車国道法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に、「国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第百六十八号)第三條第一項」を「国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十一年法律第百六十八号)第三條」に改め、同条第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とする。  
第三条第一項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同条第二項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、同項中第一号から第六号までを削り、第七号を第二号とし、同条第二項及び第三項中第一号又は第三号から第七号までを削る。  
第五条第一項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を「前条第一項の規定により」に改め、同条第二項中「国土開発幹線自動車道」を「国土開発幹線自動車道」に改め、「関越自動車道」に係るものについては、関越自動車道建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、東

海北陸自動車に係るものについては、東海北陸自動車建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、九州横断自動車道に係るものについては、九州横断自動車建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、中国横断自動車道に係るものについては、中国横断自動車建設法第三条第一項の規定により決定された基本計画に、同条第三項中「前条第一項第一号又は第三号から第七号までの規定に係る」を削る。

第七条第一項中「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合」を削る。

第十一条第二項中「又は東海道幹線自動車国道建設法第五条の規定により定められた整備計画」を削る。

第二十三条第一項中「又は東海道幹線自動車国道建設法」を削る。

(東海道幹線自動車国道建設法の廃止及び高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置)

9 附則第二項の規定による廃止前の東海道幹線自動車国道建設法第三条第一項の規定により指定された路線については、前項の規定による改正後の高速自動車国道法第四条第三項の規定にかかわらず、国土開発幹線自動車道建設審議会の議を経ないで、同条第一項第一号の規定に基づく政令で、従前の路線をそのまま同号の路線として指定することができる。

10 附則第二項の規定による廃止前の東海道幹線自動車国道建設法第五条第一項の規定により定められた整備計画は、附則第八項の規定による改正後の高速自動車国道法第五条第一項の規定により定められた整備計画とみなす。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願(第一七九三号)(第一七九四号)(第一八七四号)(第一八七五号)(第一八八五号)(第一九一七号)

昭和四十一年五月九日印刷

一、国道三号線佐敷太郎トンネルの換気装置早急設置に関する請願(第一八七六号)  
一、国道一三四号線の日の出橋改修に関する請願(第一九〇六号)

第一七九三号 昭和四十一年四月八日受理  
戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

請願者 京都市中京区富小路通御池上ル京都市傷痍軍人会内 山科喜一  
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第一七九四号 昭和四十一年四月八日受理  
戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

請願者 広島市千田町三ノ一〇ノ七財団法人広島県傷痍軍人会会長 山本玉行外一名  
紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第一八七四号 昭和四十一年四月十二日受理  
戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県民生部世話課内愛媛県傷痍軍人会連合会内 矢野弁介  
紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第一八七五号 昭和四十一年四月十二日受理  
戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

請願者 福井市西宝永町一ノ六一二社会福祉会館内財団法人福井県傷痍軍人会会長 山田善夫外一名  
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

昭和四十一年五月十日発行

請願者 山口市大字上野令字春日二、〇八六社会福祉会館内財団法人山口県傷痍軍人会会長 松永憲太  
紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第一九一七号 昭和四十一年四月十四日受理  
戦傷病者の公営住宅割当等に関する請願

請願者 名古屋市熱田区森後町一ノ七五愛知県傷痍軍人会内 長尾正文外一名  
紹介議員 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一四八八号と同じである。

第一八七六号 昭和四十一年四月十三日受理  
国道三号線佐敷太郎トンネルの換気装置早急設置に関する請願

請願者 熊本市桜町三ノ一〇熊本県議会議長 長 柳山弘  
紹介議員 沢田 一精君

理由  
三太郎トンネルの一つである佐敷トンネルは、全長千五百メートルに及び九州では関門トンネルに次ぐ長さであるが、最近交通量の激増、特に自動車の大増に伴い、その排気ガス等により視界は悪く交通安全の上からもきわめて危険な状態であり、また、環境衛生上からもいろいろ障害を与え、まったく憂慮にたえない実情である。

第一九〇六号 昭和四十一年四月十四日受理  
国道一三四号線の日の出橋改修に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜町二ノ一三ノ九 石沢嘉内外九十九名  
紹介議員 鈴木 一弘君

理由  
国道一三四号線中、平作川下流の架橋日の出橋の角度をゆるやかに改修して、交通事故の絶無を期せられたい。

建設委員会議録第十三号中正誤

ヘシ 段行 誤 正  
ニ一 九 都道知事 都県知事

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局